

(仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

令和2年4月、本事業計画が公表されて以来、本町においても、計画受け入れの是非について様々な議論がなされてきた。

とりわけ当該事業実施想定区域内にある本町筒賀財産区は、これまで林野庁・広島県・旧筒賀村が取り組んだ水土保持機能強化総合モデル事業区域として、また、一部の区域は禁伐区域とし、従来から保護樹林帯として保全しており、土砂災害・風水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を果たしていることから、一部の住民からは、事業実施区域の設定を疑問視する意見が出されるほか、コロナ禍ということで同情する余地はあるものの、事業者の説明が不十分であること、対応に不満をもつ意見も広がる中で、令和3年3月には本町議会より「大規模風力発電施設に対する町有地利活用の不同意決議案」が提出され議決された。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの一つであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものであることは理解しながらも、本事業に対しては、その計画された場所により、様々な立場の方々から環境に対して懸念する意見が多数あるという状況を踏まえたうえで、本町として、環境保全の見地から次のとおり意見を述べる。

1 総括的事項

(1) 本町における事業実施想定区域周辺には数多くの住居等や豊かな自然環境が存在しており、本事業による生活環境や自然環境への影響が強く懸念される。とりわけ、近年多発する豪雨、地震、台風等の自然災害に伴う被害や、工事等による急傾斜地域への振動、敷設道路及び法面を含む雨排水等の影響で山崩れ等の災害の危険性が高まることを非常に懸念している。

にもかかわらず、施設建設による土地の改変等による影響が、環境影響評価の対象になっていない事に強い違和感がある。

(2) 環境影響評価方法書では、未だ設置する風力発電施設の規模や配置等が確定していないことから、これらを出来る限り早期に明確にした上で、それを踏まえた箇所別の調査、予測及び評価を実施していただきたい。

なお、事業者は、本事業計画に関し、地域住民から多くの不安の意見があることを真摯に受け止め、最大限の努力をもって丁寧な事業説明を行うこと。

(3) 環境影響の予測については、専門家等からの助言はもちろん、利用者や地域住民及び関係団体等の意見も聴取し、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。

(4) 本事業において、風車敷の造成や工事用道路の新設など土木工事による地

形の改変面積が大きくなることが予測されることから、地形の改変箇所の決定にあたっては、地形の改変面積を極力最小限にする、或いは多大な改変による災害等の懸念が想定される箇所の除外など、環境への負荷を低減するよう検討すること。また、工事の影響については、事前の調査をもとに慎重に検討すること。

- (5) 方法書において、環境への影響の評価について、多くの部分で「回避または極力低減」できる、または努めるといった言葉が使われている。回避できる（影響0）のであればともかく、低減となる場合、どの程度低減されるのかを客観的に明確にすること。

「極力」低減しさえすればその程度については問わないという流れにつながることを懸念するとともに、どの程度低減することが出来るのかを明らかにしなければ、計画の評価が出来ないと考える。

- (6) 本町は、対象事業実施区域及びその周辺以外でも豊かな自然が広がる地域であり、送電設備の設置に係る開発行為においても騒音・振動・低周波及び動植物並びに景観等に及ぼす影響が非常に大きいと考えられる。

このことから、本事業に附帯する送電設備の位置及び既存送電線までの経路を可能な限り明確にし、これらの影響についても調査、予測及び評価を実施すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動及び低周波

事業実施想定区域周辺及び工事関係車両の走行が想定される道路周辺には、住居地域がある。

方法書に対する住民等からの意見書には、騒音及び低周波音による影響を懸念する意見が多く寄せられている。特に、坂原地区は事業実施区域に挟まれているため、様々な風向、風速などの気象や地形などを考慮し、その他の地域に於いても、造成工事等の施工、工事用資材の輸送や施設の稼働による騒音等が地域住民の生活に影響が及ぶことのないよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

また、気象や地形によっては、騒音などが影響する地域が拡大する懸念があるため、2 km以遠の地域においても騒音などを計測すること。

その結果、重大な環境影響が認められるときは、騒音・振動及び低周波音による生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には、あらゆる選択肢を勘案し、計画の抜本的な見直しを行うこと。

また、事業実施想定区域近隣は、元来、静穏な地域であることを踏まえ、施設の稼働による騒音の評価に当たっては、季節に留意しながら調査、予測を行

い、風力発電施設の機種や適正な配置の検討を含め影響が回避又は十分に低減されるかどうかの観点から評価を行うこと。

(2) 風車の影

風力発電施設稼働に伴う風車の影に係る影響について、周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、十分な調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合は環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境

土地の改変や森林伐採による植生の変化等により水環境への影響が懸念される。特に、当該事業実施想定区域は、筒賀財産区管理となっており、奥ノ原山から鷹ノ巣山間の事業想定区域は、林野庁・広島県・旧筒賀村が取り組んだ水土保全機能強化総合モデル事業区域として、また、立岩山から市間山間は禁伐区域(旧筒賀村より)とし、従来から保護樹林帯として保全しており、土砂災害・風水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している。このことから、綿密な調査、予測及び評価を実施し、その結果、重大な環境影響が認められるときは計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 土地改変

本事業に対する住民の思いの中に、災害に対する不安が非常に大きい。事業実施想定区域は、砂防指定地や土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されている急傾斜地であり、土質的にも脆弱であり、従来から土砂災害の被害を受けてきた。その経験から、保安林(筒賀財産区)として一部を保護樹林帯とするなど、土砂災害・風水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図ってきた経緯があり、当該地域での開発行為については何であれ非常に強い不安を感じている。

近年増加している集中豪雨等の傾向を十分踏まえ、このような地域での事業実施について、詳細で綿密な調査を追加し、予測及び評価を行ったうえで重大な環境影響が認められるときは計画の抜本的な見直しを行うこと。

(5) 動物・植物・生態系

事業実施想定区域周辺では、クマタカ等希少動物の生息が確認されているほか、渡り鳥であるハチクマの南下ルートとされており、風力発電設備等へのバードストライク及びバッドストライクまたは繁殖効率の低下などの影響が懸念される。

また、当該事業実施想定区域は、太田川の支流である筒賀川の上流部にあたり良質な水を有しており、オオサンショウウオ等の両生類も生息していると考えられ、工事等の濁水による水環境への影響も懸念される。

さらには、立岩山から市間山間は禁伐区域とし、貴重なブナ林が広がり、従来から保護樹林帯として保全している。

これらの自然に対して、適切な配置計画等によって、どの程度環境への影響を回避できるのか多くの町民が関心を持っている。町としては全面的な回避を期待するものの「極力低減」することを目指すのであれば、どの程度の影響を予測しているのか明確にされたい。

また、当地はツキノワグマの生息地として考えられ、当該地域で計画が実施されれば、住処を追われたクマが里山に下りてくることも想定されるが、こうした点は希少動物の保護とは異なった配慮が必要となる。

これらのことについて、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、動物・植物・生態系について、既存の調査や専門家等からの助言を踏まえ、綿密な調査、予測及び評価を実施し、その結果、重大な環境影響が認められるときは、環境保全措置を講じ、影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には、あらゆる選択肢を勘案し、計画の抜本的な見直しを行うこと。

(6) 景観

本町の代表的な眺望点である「深入山」「恐羅漢山」は西中国山地国定公園に指定されており、本町の重要な観光資源の一つでもあり、山頂では 360 度展望でき、その大パノラマは登山者等の観光客にとっても大きな魅力となっている。また、事業実施想定区域周辺には複数の住居等が存在していることから、生活圏からの日常的な景観への影響が懸念されるため、調査地点等の選定に当たっては専門家等からの助言のほか、登山家や住民等の意見を踏まえ選定した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

その結果、各調査地点において風力発電施設が主要な眺望方向に介在し、または垂直見込角が過大となる場合など、眺望景観や日常的な景観に重大な影響を及ぼす場合は、これらの影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には、あらゆる選択肢を勘案し、計画の抜本的な見直しを行うこと。

(7) 人と自然の触れ合いの活動の場

「深入山」や「恐羅漢山」の一部は、本町で取り組んでいる森林セラピー事業のセラピーロードに認定されており、「深入山」の麓には、グラウンドゴルフ場やキャンプ場、宿泊施設もあり、住民の憩いの場、都市住民との交流の場としても重要な役割を担い、また、事業実施想定区域の立岩山周辺には、貴重なブナ林が存在し、トレッキングコースとして愛好家に親しまれている。

このため、本事業の実施により、風力発電施設が登山家らに対して圧迫感や威圧感を与えるなど、人と自然との触れ合いの活動の場として重大な影響が懸念される。このことから、登山家等の利用者からも聞き取りを行うなど調査及び予測を行い、事業の実施による影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には、あらゆる選択肢を勘案し、計画の抜本的な見直しを行う

こと。

(8) 歴史、文化

事業実施想定区域の立岩山山頂には、立岩観音と呼ばれる大岩があり、古くから信仰の対象となっている。また、奥ノ原山には、町指定文化財の奥ノ原鉦山跡の磁鉄鉦床の露頭がある。これらのことから、事業の実施による文化財保護等に及ぼす影響を回避又は極力低減するとともに、それができない場合には、あらゆる選択肢を勘案し、計画の抜本的な見直しを行うこと。